

◆東日本大震災への対応

政府・第一次補正予算案の続報

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の概要が判明

就園支援が必要な世帯を対象に交付

4月22日のFAX速報でお知らせした東日本大震災にかかる政府の第一次補正予算案の続報です。

東日本大震災により就学等が困難となる幼児児童生徒が増加することが予想されることから、既存の高校生修学支援基金に、新たに「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（仮称）（新規）を追加することにより、就学支援事業を実施する都道府県における対象者増や単価増による負担を軽減し、緊急的に就学支援を実施することが趣旨となっています。

本日、判明した予算関連資料は別紙のとおりです。なお、さらに詳しい内容等につきましては、分かり次第追ってお知らせいたします。

[今号は5枚]

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成 23 年度補正予算額（案） 11,313,000千円

◇ 趣旨

東日本大震災により就学等が困難となる幼児児童生徒が増加することが予想されることから、既存の高校生修学支援基金に、新たに「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（仮称）（新規）を追加することにより、下記の就学支援事業を実施する都道府県における対象者増や単価増による負担を軽減し、緊急的に就学支援を実施する。

◇ 事業内容

○対象者

震災により就園・就学・修学が困難となった幼児児童生徒

○対象学校種

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※私立学校及び特別支援学級を含む。

※高等学校には、専修学校（高等課程）を含む。

※幼稚園及び特別支援学校については、震災により所得階層区分及び支弁区分が変更となった場合も含む。

○対象事業

幼稚園 : 市町村において行う幼稚園就園奨励事業

対象費目：入園料、保育料

小・中学校 : 市町村において行う就学援助事業

対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等

高等学校 : 都道府県において行う奨学金事業

私立学校 : 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援 : 都道府県等において行う就学等奨励事業

対象費目：学用品費、通学費、修学旅行費、給食費等

○対象人数

幼稚園 : 約 4,000 人

小・中学校 : 約 39,000 人（小学校：26,000 人 中学校：13,000 人）

高等学校 : 約 16,000 人

私立学校 : 約 6,000 人

特別支援 : 特別支援学校 約 360 人、特別支援学級 約 140 人

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金

平成23年度補正予算額(案):約113億円

<概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において対象者増や単価増が見込まれるため、都道府県等の新たな負担を全額国費で支援
- 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(仮称)を交付し、既に都道府県に設置されている高校生修学支援基金において区分経理した上で積み増し、資金を管理

<具体的施策>

【幼稚園】

- (対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (対象者数) 約4,000人
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業

【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象者数) 約39,000人(小学校:約26,000人 中学校:約13,000人)
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業



【高等学校】

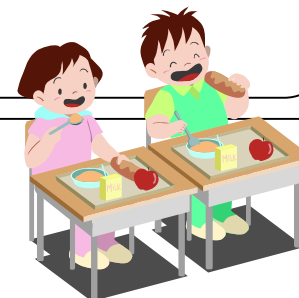
- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
(対象者数) 約16,000人
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能

【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(対象者数) 約6,000人
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【特別支援(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象者数) 特別支援学校:約360人 特別支援学級:約140人
(対象事業) 都道府県等において行う就学等奨励事業



緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成 23 年度補正予算額（案） 3, 0 1 4, 6 8 0 千円

◇ 趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業を委託する。

◇ 事業内容

（1）スクールカウンセラーの緊急派遣

東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、スクールカウンセラーとして臨床心理士等を教育委員会等に緊急派遣する。

（2）スクールカウンセラーに準ずる者の緊急派遣

県又は指定都市において、地域や学校の実情を踏まえて、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者を教育委員会等に緊急派遣する。

例）相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者等

◇ 派遣者数

約 1, 300 人

◇ 補助事業者

県・政令指定都市等

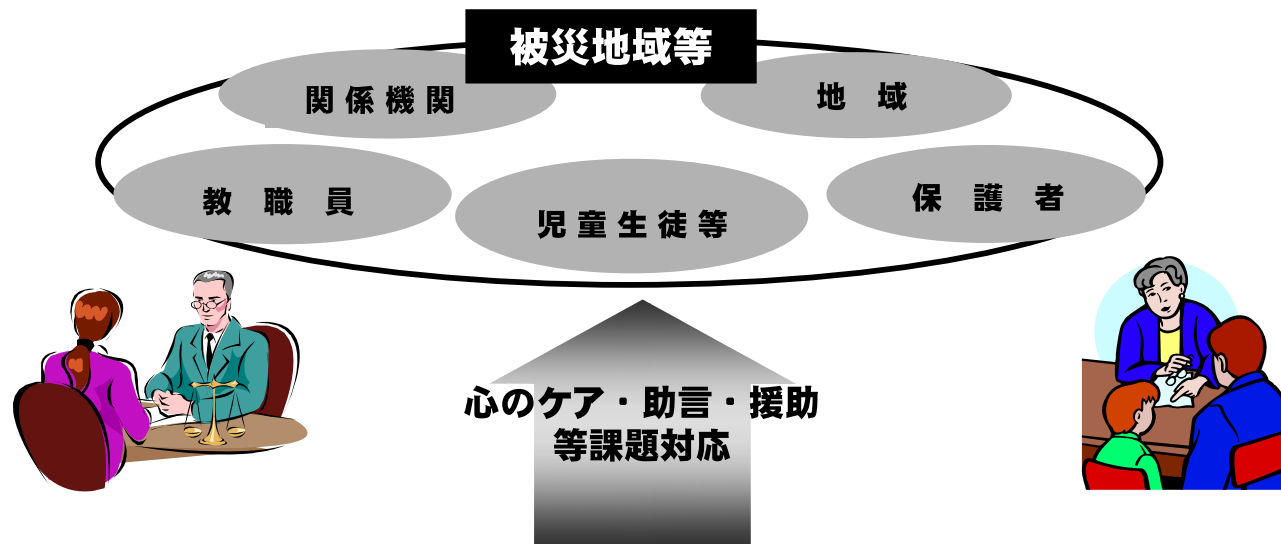
◇ 補助率

1 0 / 1 0（委託費）

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度補正予算額(案):約30億円

○東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業を委託する。



被災した都道府県・指定都市等

緊急スクールカウンセラー等の派遣[1,300人]

- ・スクールカウンセラー
臨床心理士等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者等

